令和7年9月市議会　環境経済委員会資料

第146号議案　長崎市旧居留地建造物条例の一部を改正する条例

目　次　　ページ

１　第1条の改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２ ～ ３

２　第2条の改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４ ～ 13

３　第3条の改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14

４　案内配置図（洋館活用対象施設）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15

５　スケジュール（予定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16

６　新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17 ～ 42

【参考１】使用料・手数料の算定方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　43 ～ 48

【参考２】使用料の改定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　49 ～ 50

【参考３】使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度導入施設
への対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　51 ～ 54

文　化　観　光　部

令　和　７　年　９　月

１　第１条の改正について

（１）概要

　保存修理工事が完了した重要文化財「旧長崎英国領事館」を、令和８年１月30日に開館し、展示施設や旧居留地の観光ガイダンスとして市民・観光客に幅広く親しんでもらうため、公の施設として位置付けるもの。

（２）改正内容

①　建造物及びその活用について、次のとおり追加

建造物の名称	活用	
旧長崎英国領事館	1	「旧長崎英国領事館」として、旧長崎英国領事館及び旧居留地に関する資料を市民の観覧に供する。
	2	「野口彌太郎記念美術館」として、野口彌太郎画伯の美術作品及び資料を市民の鑑賞に供する。

②　野口彌太郎記念美術館運営委員会に関する規定の追加

③　長崎市野口彌太郎記念美術館条例の廃止

（野口彌太郎記念美術館を平和会館から旧長崎英国領事館に移転するため）

④　使用料の算定

旧長崎英国領事館（入館施設・通常算定）

ア　算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	年間目標者数 ②	コスト/人 ③（①÷②）	受益者負担率 ④
文化財	旧長崎英国領事館	24,508,250	35,000	700	100%

※野口彌太郎記念美術館は旧長崎英国領事館との共通入館券を設定しているため、野口彌太郎記念美術館の使用料を含む。

使用料項目	現行料金 ⑤	再算定結果 ⑥（③×④）	激変緩和措置 ⑦	最終結果 ⑧ （⑥と⑦の小さい方）	増　減 （⑧-⑤）
一　般	—	700	—	700	—
こども （小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒）	—	350	—	350	—

（３）施行期日

令和８年１月30日

２　第２条の改正について

（１）概要

　東山手・南山手地区の市有の洋館について、市民や観光客にとって魅力的な活用を行うことを目的に、今後民間活力を導入することから、公の施設の一部を廃止するもの。また、使用料及び手数料については、平成４年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

古写真・埋蔵資料館
（東山手洋風住宅群）

べつ甲工芸館
（旧長崎税関下り松派出所）

須加五々道美術館
（南山手乙９番館）

（２）改正内容

①　施設の廃止

ア　古写真・埋蔵資料館、べつ甲工芸館、須加五々道美術館を廃止
　（施設廃止後、展示物の整理・移設、建物の整備等を行う）

イ　施行期日　令和８年４月１日

２　第２条の改正について

②　使用料の再算定

旧香港上海銀行長崎支店記念館

ア　入館に係る基準額の改定（別表第２（第8条関係）第1項）

区　分		現　行	改正案
個　人	一　般	100円	210円
	こども（高等学校の生徒）	100円	100円
	こども（小学校の児童又は中学校の生徒）	50円	100円
団体（15人以上）	一　般	１人につき80円	廃止
	こども（高等学校の生徒）	１人につき80円	廃止
	こども（小学校の児童又は中学校の生徒）	１人につき30円	廃止

イ　ホール利用に係る基準額の改定（別表第２（第8条関係）第2項）

区　分	現　行	改正案
利用時間	午後6時から午後9時まで	1時間につき
利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金の徴収をしない場合	2,860円（１回につき）	2,180円
利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金の徴収をする場合	－	4,360円

ウ　模写等の利用の許可に係る基準額の改定（別表第3（第8条関係）第3項）

区　分	現　行	改正案
１点につき	3,237円	4,200円

エ　施行期日

令和８年４月１日

２　第２条の改正について

南山手レストハウス

ア　模写等使用料（第１１条関係）

区　分	現　行	改正案
１点につき	3,237円	4,200円

イ　施行期日

令和８年４月１日

２　第２条の改正について

南山手地区町並み保存センター

ア　使用料（貸館料金）の改定（別表第３（第１１条関係））

区　分	現　行 （１時間につき）	改正案 （１時間につき）
会議室１	104円	310円
会議室２	104円	310円
研修室１	104円	310円
研修室２	104円	310円

イ　模写等使用料（第１１条関係）

区　分	現　行	改正案
１点につき	3,237円	4,200円

ウ　施行期日

令和８年４月１日

２　第２条の改正について

東山手地区町並み保存センター

ア　使用料（貸館料金）の改定（別表第３（第１１条関係））

区　分	現　行 （１時間につき）	改正案 （１時間につき）
会議室１	104円	310円
会議室２	104円	310円

イ　模写等使用料（第１１条関係）

区　分	現　行	改正案
１点につき	3,237円	4,200円

ウ　施行期日

令和８年４月１日

（３）使用料の算定

旧香港上海銀行長崎支店記念館（入館施設・個別事由）

ア　算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	年間目標者数 ②	コスト/人 ③（①÷②）	受益者負担率 ④
文化財	旧香港上海銀行 長崎支店記念館	11,765,373円	9,000人	1,307円	100%

使用料項目	現行料金 ⑤	再算定結果 ⑥ （③×④）	激変緩和措置 ⑦	個別事由による算定		最終結果 ⑨ （⑧と同額）	増　減 （⑧-⑤）
				金　額 ⑧	理　由		
一　般	100円	1,307円	200円	210円	現行価格×グラバー園の改定率	210円	110円
こども	50円	-	100円	100円	一般の半額	100円	50円

２　第２条の改正について

旧香港上海銀行長崎支店記念館（貸館施設・通常算定）

ア　算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	実稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ $\left(\frac{①}{②\times③\times④}\right)$	受益者負担率 ⑥
文化財	旧香港上海銀行 長崎支店記念館	414,886円	148.74㎡	1,059時間	18.0%	14.66円	100%

使用料項目 （㎡） ⑦	現行料金※ ⑧	コスト/室 ⑨ （⑤×⑦）	再算定結果 ⑩ （⑨×⑥）	激変緩和 措　　置 ⑪	最終結果 ⑫	増　減 ⑬ （⑫-⑧）
ホール （148.74㎡）	1,619円	2,181円	2,181円	2,267円	2,180円	561円

※コンセント、冷暖房設備の附属設備使用料を含む

⇒コスト単価が、激変緩和措置の単価（現行料金×激変緩和措置「1.4倍」）を下回るため、コスト単価を採用

２　第２条の改正について

南山手地区町並み保存センター（貸館施設・通常算定）

ア　算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	実稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ $\left(\frac{①}{②\times③\times④}\right)$	受益者負担率 ⑥
文化財	南山手地区町並み保存センター	7,541,409円	129.97㎡	2,536時間	4.1%	553円	100%

使用料項目 （㎡） ⑦	現行料金※ ⑧	コスト/室 ⑨ （⑤×⑦）	再算定結果 ⑩ （⑨×⑥）	激変緩和 措　置 ⑪	最終結果 ⑫	増　減 ⑬ （⑫-⑧）
会議室1 (25.15㎡)	156円	13,909円	13,909円	312円	310円	154円
会議室2 (25.19㎡)	156円	13,931円	13,931円	312円	310円	154円
研修室1 (41.86㎡)	156円	23,151円	23,151円	312円	310円	154円
研修室2 (37.77㎡)	156円	20,889円	20,889円	312円	310円	154円

※冷暖房設備の附属設備使用料を含む

⇒激変緩和措置の単価（現行料金×激変緩和措置「２倍」）を採用

２　第２条の改正について

東山手地区町並み保存センター（貸館施設・通常算定）

ア　算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	実稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ $\left(\frac{①}{②\times③\times④}\right)$	受益者負担率 ⑥
文化財	東山手地区町並み保存センター	5,912,537円	41.34㎡	2,536時間	1.2%	4,516円	100%

使用料項目 （㎡） ⑦	現行料金※ ⑧	コスト/室 ⑨ （⑤×⑦）	再算定結果 ⑩ （⑨×⑥）	激変緩和 措　　置 ⑪	最終結果 ⑫	増　減 ⑬ （⑫-⑧）
会議室1 (20.67㎡)	156円	93,356円	93,356円	312円	310円	154円
会議室2 (20.67㎡)	156円	93,356円	93,356円	312円	310円	154円

※冷暖房設備の附属設備使用料を含む

⇒激変緩和措置の単価（現行料金×激変緩和措置「２倍」）を採用

３　第３条の改正について

（１）概要

　東山手・南山手地区の市有の洋館について、市民や観光客にとって魅力的な活用を行うことを目的に、今後民間活力を導入することから、公の施設の一部を廃止するもの。

南山手レストハウス
（南山手乙27番館）

（２）改正内容

南山手レストハウスの施設を廃止

（３）施行期日

令和９年４月１日（施設廃止後、建物の整備等を行う）

4　案内配置図（洋館活用対象施設）

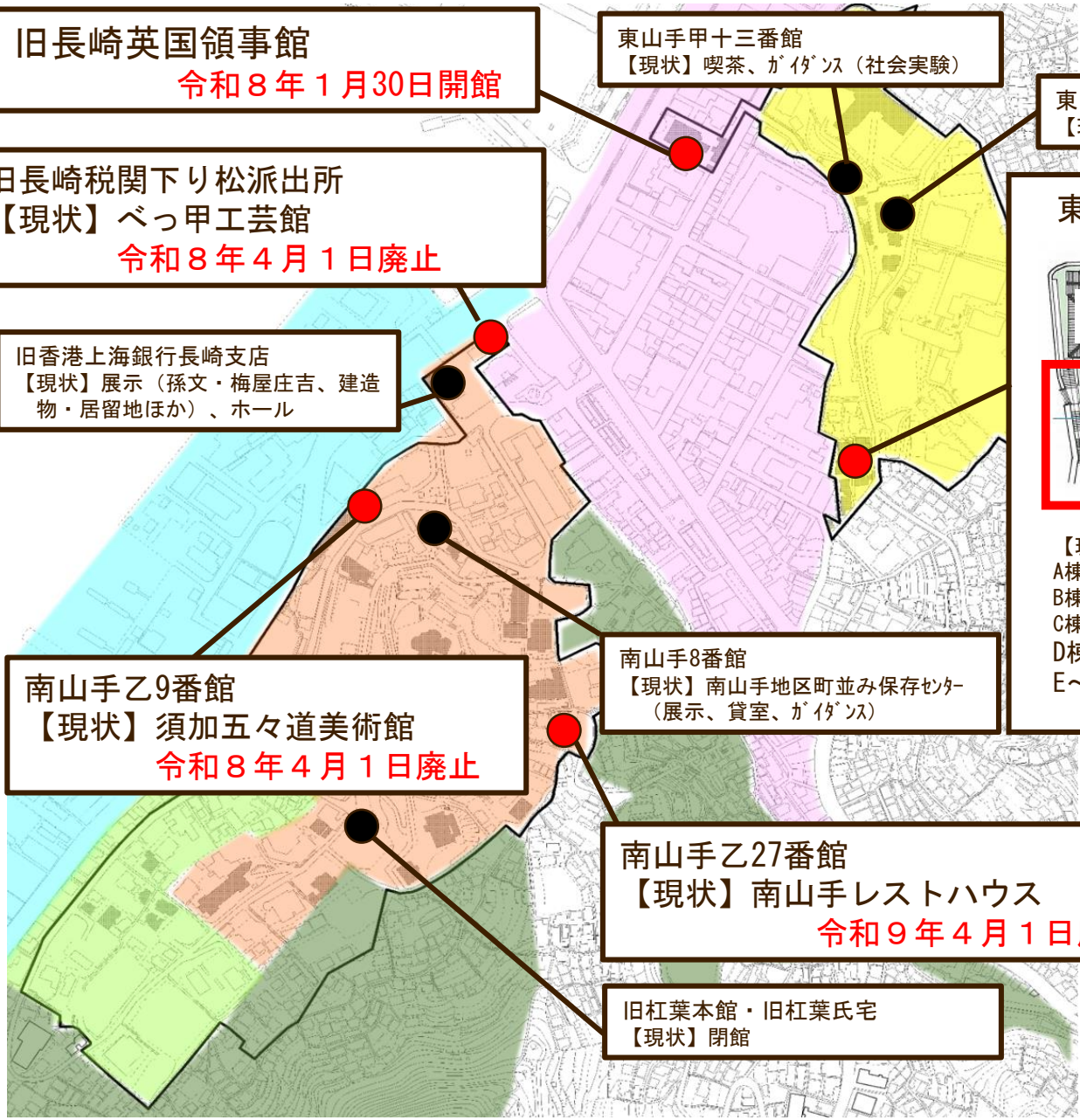

旧長崎英国領事館
令和８年１月30日開館

東山手甲十三番館
【現状】喫茶、ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ（社会実験）

東山手十二番館
【現状】展示（ﾐｯｼｮﾝ･ｽｸｰﾙ）

旧長崎税関下り松派出所
【現状】べっ甲工芸館
令和８年４月１日廃止

旧香港上海銀行長崎支店
【現状】展示（孫文・梅屋庄吉、建造物・居留地ほか）、ホール

東山手洋風住宅群

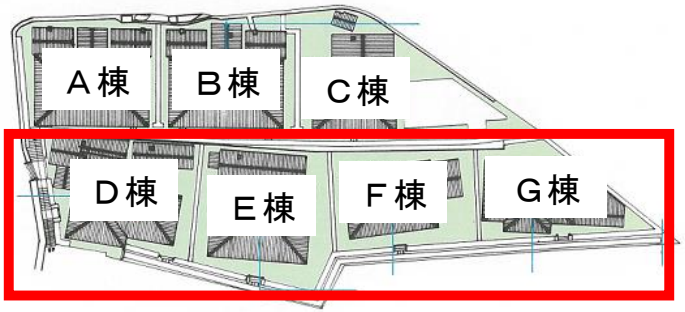

【現状】
A棟：　閉館
B棟：　東山手地区町並み保存センター
C棟：　行政財産使用許可（東山手「地球館」）
D棟：　埋蔵資料館　令和８年４月１日廃止
E～G棟：　古写真資料館　令和８年４月１日廃止

南山手8番館
【現状】南山手地区町並み保存ｾﾝﾀｰ（展示、貸室、ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ）

南山手乙9番館
【現状】須加五々道美術館
令和８年４月１日廃止

南山手乙27番館
【現状】南山手レストハウス
令和９年４月１日廃止

旧杠葉本館・旧杠葉氏宅
【現状】閉館

凡例
●　・・・条例改正対象施設

5　スケジュール（予定）

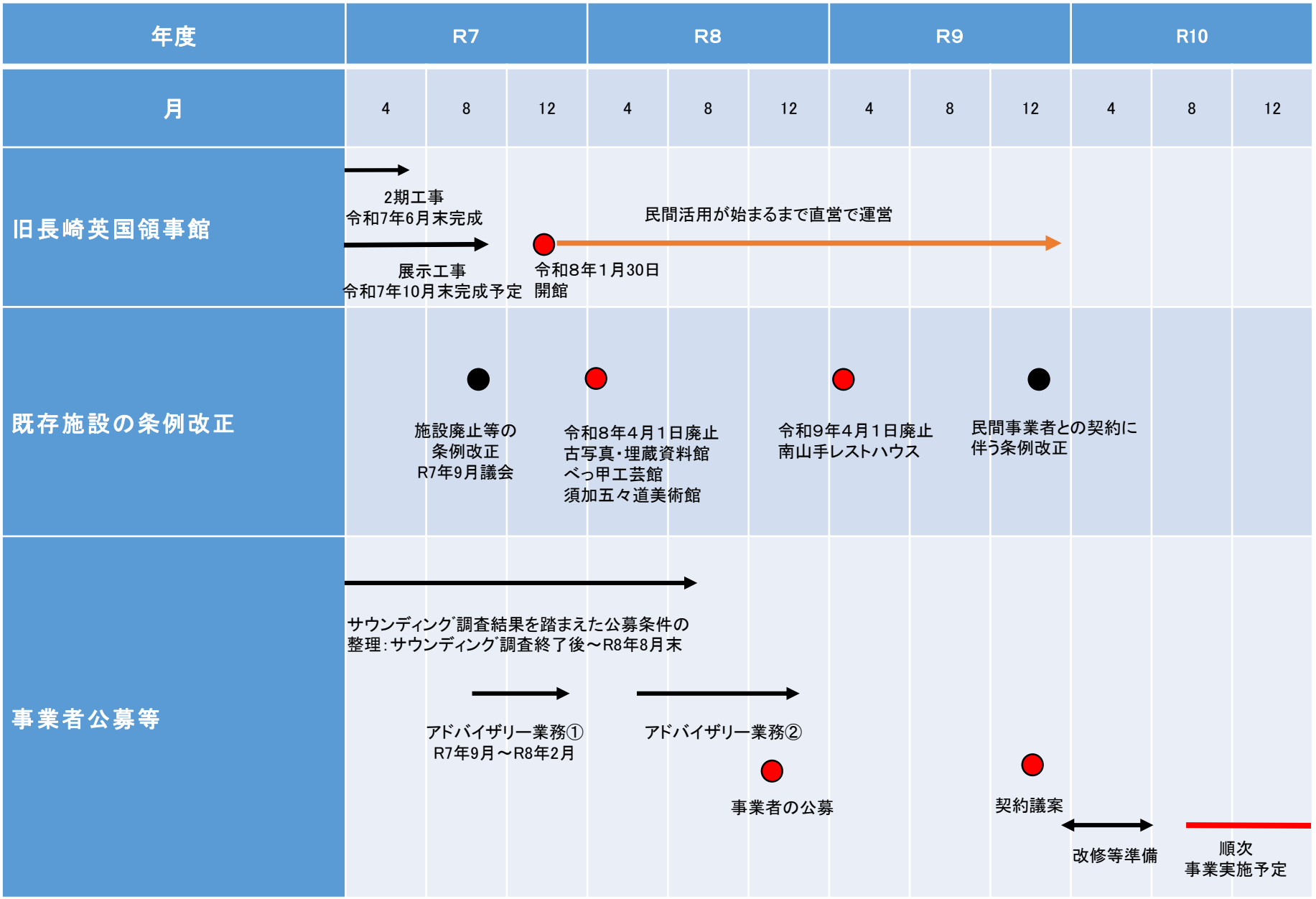
年度
R7
R8
R9
R10
月
4
8
12
4
8
12
4
8
12
4
8
12
旧長崎英国領事館
2期工事
令和7年6月末完成
展示工事
令和7年10月末完成予定
令和8年1月30日
開館
民間活用が始まるまで直営で運営
既存施設の条例改正
施設廃止等の
条例改正
R7年9月議会
令和8年4月1日廃止
古写真・埋蔵資料館
べっ甲工芸館
須加五々道美術館
令和9年4月1日廃止
南山手レストハウス
民間事業者との契約に
伴う条例改正
事業者公募等
サウンディング調査結果を踏まえた公募条件の
整理：サウンディング調査終了後～R8年8月末
アドバイザリー業務①
R7年9月～R8年2月
アドバイザリー業務②
事業者の公募
契約議案
改修等準備
順次
事業実施予定

６　新旧対照表

赤文字：令和8年1月30日に施行する内容

現行

長崎市旧居留地建造物条例

第1条～第2条［略］
（建造物及びその活用）
第3条　第1条に規定する建造物及びその活用は、次のとおりとする。

建造物の名称	活用	位置
南山手8番館	「長崎市南山手地区町並み保存センター」として、伝統的建造物群保存地区の歴史的環境を守り、育てるとともに、市民の認識と理解を深めるため、旧居留地に関する資料を市民の観覧に供する。	長崎市南山手町4番33号
南山手乙9番館	「長崎市須加五々道美術館」として、須加五々道画伯の美術作品及び資料を市民の鑑賞に供する。	長崎市南山手町3番17号
南山手乙27番館	「長崎市南山手レストハウス」として、市民の休憩の用に供するとともに、旧居留地に関する資料を市民の観覧に供する。	長崎市南山手町7番5号
旧香港上海銀行長崎支店	「長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館」として、旧香港上海銀行長崎支店に関する資料及び海外との交流に関する歴史資料を市民の観覧に供する。	長崎市松が枝町4番27号

改正（案）　令和8年1月30日

長崎市旧居留地建造物条例

第1条～第2条［略］
（建造物及びその活用）
第3条　第1条に規定する建造物及びその活用は、次のとおりとする。

建造物の名称	活用	位置
南山手8番館	「長崎市南山手地区町並み保存センター」として、伝統的建造物群保存地区の歴史的環境を守り、育てるとともに、市民の認識と理解を深めるため、旧居留地に関する資料を市民の観覧に供する。	長崎市南山手町4番33号
南山手乙9番館	「長崎市須加五々道美術館」として、須加五々道画伯の美術作品及び資料を市民の鑑賞に供する。	長崎市南山手町3番17号
南山手乙27番館	「長崎市南山手レストハウス」として、市民の休憩の用に供するとともに、旧居留地に関する資料を市民の観覧に供する。	長崎市南山手町7番5号
旧香港上海銀行長崎支店	「長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館」として、旧香港上海銀行長崎支店に関する資料及び海外との交流に関する歴史資料を市民の観覧に供する。	長崎市松が枝町4番27号

６　新旧対照表

赤文字：令和8年1月30日に施行する内容

現行			改正（案）　令和8年1月30日		
旧長崎税関下り松派出所	「長崎市べつ甲工芸館」として、べつ甲工芸品及びその資料を市民の観覧に供する。	長崎市松が枝町4番33号	旧長崎税関下り松派出所	「長崎市べつ甲工芸館」として、べつ甲工芸品及びその資料を市民の観覧に供する。	長崎市松が枝町4番33号
東山手洋風住宅群	(1)「長崎市東山手地区町並み保存センター」として、伝統的建造物群保存地区の歴史的環境を守り、育てるとともに、市民の認識と理解を深めるため、旧居留地に関する資料を市民の観覧に供する。 (2)「長崎市古写真資料館」として、古写真に関する資料を市民の観覧に供する。 (3)「長崎市埋蔵資料館」として、埋蔵文化財に関する資料を市民の観覧に供する。	長崎市東山手町6番25号	東山手洋風住宅群	(1)「長崎市東山手地区町並み保存センター」として、伝統的建造物群保存地区の歴史的環境を守り、育てるとともに、市民の認識と理解を深めるため、旧居留地に関する資料を市民の観覧に供する。 (2)「長崎市古写真資料館」として、古写真に関する資料を市民の観覧に供する。 (3)「長崎市埋蔵資料館」として、埋蔵文化財に関する資料を市民の観覧に供する。	長崎市東山手町6番25号
東山手十二番館	「長崎市旧居留地私学歴史資料館」として、私学の歴史に関する資料を市民の観覧に供する。	長崎市東山手町3番7号	東山手十二番館	「長崎市旧居留地私学歴史資料館」として、私学の歴史に関する資料を市民の観覧に供する。	長崎市東山手町3番7号
			旧長崎英国領事館	(1)「旧長崎英国領事館」として、旧長崎英国領事館及び旧居留地に関する資料を市民の観覧に供する。 (2)「長崎市野口彌太郎記念美術館」として、野口彌太郎画伯の美術作品及び資料の寄贈を受けたことを記念し、その美術作品及び資料を市民の鑑賞に供する。	長崎市大浦町1番37号

６　新旧対照表

赤文字：令和8年1月30日に施行する内容

現行	改正（案）　令和8年1月30日
第4条～第6条［略］ （入館料） 第7条　施設のうち、長崎市古写真資料館及び長崎市埋蔵資料館の入館料は、別表第1のとおりとし、長崎市須加五々道美術館及び長崎市べつ甲工芸館の入館料は、別表第2のとおりとする。 2　前項の入館料は、入館の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 （利用料金） 第8条　旧香港上海銀行記念館に入館しようとする者又は旧香港上海銀行記念館の多目的ホール（以下「ホール」という。）及び第10条第1項の利用の許可を受けた者は、旧香港上海銀行記念館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。 2　利用料金（附属設備の利用に係るものを除く。）は、別表第3に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。 3　附属設備の利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。 4　市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。 第9条～第10条［略］ （使用料） 第11条　前条第1項の模写等の許可（市長の許可に限る。第3項において同じ。）を受けた者は、1点につき3,237円の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。	第4条～第6条［略］ （入館料） 第7条　施設のうち、長崎市古写真資料館及び長崎市埋蔵資料館の入館料は、別表第1のとおりとし、長崎市須加五々道美術館及び長崎市べつ甲工芸館の入館料は、別表第2のとおりとし、旧長崎英国領事館及び長崎市野口彌太郎記念美術館の入館料は、別表第3のとおりとする。 2　前項の入館料は、入館の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 （利用料金） 第8条　旧香港上海銀行記念館に入館しようとする者又は旧香港上海銀行記念館の多目的ホール（以下「ホール」という。）及び第10条第1項の利用の許可を受けた者は、旧香港上海銀行記念館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。 2　利用料金（附属設備の利用に係るものを除く。）は、別表第4に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。 3　附属設備の利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。 4　市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。 第9条～第10条［略］ （使用料） 第11条　前条第1項の模写等の許可（市長の許可に限る。第3項において同じ。）を受けた者は、1点につき3,237円の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。

赤文字：令和8年1月30日に施行する内容

現行	改正（案）　令和8年1月30日
２　前条第２項の利用の許可を受けた者は、別表第4に定める使用料を納入しなければならない。 ３　前２項の使用料は、模写等又は利用（以下「利用等」という。）の許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 第12条～第18条［略］ 〔新設〕	２　前条第２項の利用の許可を受けた者は、別表第5に定める使用料を納入しなければならない。 ３　前２項の使用料は、模写等又は利用（以下「利用等」という。）の許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 第12条～第18条［略］ （野口彌太郎記念美術館運営委員会の設置） 第19条　野口彌太郎記念美術館（以下「野口美術館」という。）の適正な運営を図るため、長崎市野口彌太郎記念美術館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。 （運営委員会の所掌事務） 第20条　運営委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。 ⑴　美術作品等の保存及び展示に関すること。 ⑵　前号に掲げるもののほか、野口美術館の運営に関すること。 （運営委員会の組織） 第21条　運営委員会は、委員８人以内で組織する。 ２　委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱する。 ⑴　学識経験のある者 ⑵　芸術・文化関係団体を代表する者 ⑶　観光関係団体を代表する者 （任期） 第22条　委員の任期は、２年とし、再任されることを妨げない。 ２　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 ３　前条第２項第２号及び第３号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなつたときは、前２項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

赤文字：令和8年1月30日に施行する内容

現行	改正（案）　令和8年1月30日
	4　第1項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。 （運営委員会の会長） 第23条　運営委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。 2　会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。 3　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。 （運営委員会の会議） 第24条　運営委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。 2　運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 3　運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 （運営委員会の庶務） 第25条　運営委員会の庶務は、文化観光部において処理する。
（市長による管理） 第19条　市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第4条の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。 2　前項の場合においては、第6条第2項、第8条第1項及び第3項、第10条（第2項を除く。）、第13条、第14条第2項、第17条並びに別表第3の規定の適用については、第6条第2項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第8条第1項中「旧香港上海銀行記念館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第3に掲げる入館料又は使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第10条第1項中「市長（旧香港上海銀行記念館にあつては、	（市長による管理） 第26条　市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第4条の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。 2　前項の場合においては、第6条第2項、第8条第1項及び第3項、第10条（第2項を除く。）、第13条、第14条第2項、第17条並びに別表第4の規定の適用については、第6条第2項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第8条第1項中「旧香港上海銀行記念館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第4に掲げる入館料又は使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第10条第1項中「市長（旧香港上海銀行記念館にあつては、

赤文字：令和8年1月30日に施行する内容

現行	改正（案）　令和8年1月30日
指定管理者）」とあるのは「市長」と、同条第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第4項及び第5項並びに第13条第1項中「市長又は指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第14条第2項中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、別表第3に掲げる入館料又は使用料」と、第17条ただし書中「市長（旧香港上海銀行記念館にあつては、指定管理者）」とあるのは「市長」と、別表第3第1項中「入館に係る基準額」とあるのは「入館料」と、同表第2項中「利用の許可に係る基準額」とあるのは「使用料」とし、同表第3項中「利用の許可に係る基準額　1点につき3,237円」とあるのは「使用料　1点につき3,237円の範囲内において市長が定める額」とし、第6条第3項並びに第8条第2項及び第4項の規定は適用しない。 3　市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行つている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。 （委任） 第20条　この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。	指定管理者）」とあるのは「市長」と、同条第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第4項及び第5項並びに第13条第1項中「市長又は指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第14条第2項中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、別表第4に掲げる入館料又は使用料」と、第17条ただし書中「市長（旧香港上海銀行記念館にあつては、指定管理者）」とあるのは「市長」と、別表第4第1項中「入館に係る基準額」とあるのは「入館料」と、同表第2項中「利用の許可に係る基準額」とあるのは「使用料」とし、同表第3項中「利用の許可に係る基準額　1点につき3,237円」とあるのは「使用料　1点につき3,237円の範囲内において市長が定める額」とし、第6条第3項並びに第8条第2項及び第4項の規定は適用しない。 3　市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行つている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。 （委任） 第27条　この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。 附　則 （施行期日） 1　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 (1)　第1条及び次項から附則第5項までの規定　令和8年1月30日 (2)　第2条及び附則第6項の規定　令和8年4月1日 (3)　第3条の規定　令和9年4月1日

赤文字：令和8年1月30日に施行する内容

現行	改正（案）　令和8年1月30日
別表第1（第7条関係）～別表第2（第7条関係）［略］	（長崎市野口彌太郎記念美術館条例の廃止） 2　長崎市野口彌太郎記念美術館条例（平成18年長崎市条例第42号）は廃止する。 （経過措置） 3　附則第1項第1号に掲げる規定の施行（以下「1号施行」という。）の際現に前項の規定による廃止前の長崎市野口彌太郎記念美術館条例第13条の規定により置かれている長崎市野口彌太郎記念美術館運営委員会（以下「旧運営委員会」という。）は、第1条の規定による改正後の長崎市旧居留地建造物条例（以下「新条例」という。）第19条の規定により置かれた長崎市野口彌太郎記念美術館運営委員会（以下「新運営委員会」という。）とみなす。 4　1号施行の際現に旧運営委員会の委員である者は、1号施行の日に、新条例第21条第2項の規定により新運営委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同日における旧運営委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。 5　1号施行の際現に旧運営委員会の会長である者又は会長の職務を代理する委員として指名されておる者は、それぞれ1号施行の日に、新条例第23条第1項の規定により新運営委員会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により同委員会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。 6　第2条の規定による改正後の長崎市旧居留地建造物条例第11条第1項、別表第2第2項及び第3項並びに別表第3の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる申請に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。 別表第1（第7条関係）～別表第2（第7条関係）［略］

赤文字：令和8年1月30日に施行する内容

現行

〔新設〕

別表第3（第8条関係）
（平25条例78・全改、平31条例12・一部改正）
1　旧香港上海銀行記念館の入館に係る基準額

区分	入館料（1人1回につき）	
	個人	団体（15人以上）
一般	円 100	円 1人につき　80
中学校の生徒又は小学校の児童	50	1人につき　30

備考　「一般」とは、15歳以上の者（中学校の生徒及び小学校の児童を除く。）をいう。

改正（案）　令和8年1月30日

別表第3（第7条関係）

区分	入館料
一般	円 700
小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	円 350

備考
1　「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒を除く。）をいう。
2　入館料は、旧長崎英国領事館及び野口美術館に入館することができる共通入館券の額とする。

別表第4（第8条関係）
（平25条例78・全改、平31条例12・一部改正）
1　旧香港上海銀行記念館の入館に係る基準額

区分	入館料（1人1回につき）	
	個人	団体（15人以上）
一般	円 100	円 1人につき　80
中学校の生徒又は小学校の児童	50	1人につき　30

備考　「一般」とは、15歳以上の者（中学校の生徒及び小学校の児童を除く。）をいう。

赤文字：令和8年1月30日に施行する内容

現行

２　ホールの利用の許可に係る基準額

利用時間	金額
午後6時から午後9時まで	2,860円

３　旧香港上海銀行記念館の美術作品等の模写等の利用の許可に係る基準額　１点につき3,237円

別表第４（第11条関係）
（平25条例78・追加、平31条例12・一部改正）

区分			金額（1時間につき）
長崎市南山手地区町並み保存センター	会議室	1	円 104
		2	104
	研修室	1	104
		2	104
長崎市東山手地区町並み保存センター	会議室	1	104
		2	104

備考
１　会議室又は研修室を利用する場合にあつては、利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、

改正（案）　令和8年1月30日

２　ホールの利用の許可に係る基準額

利用時間	金額
午後6時から午後9時まで	2,860円

３　旧香港上海銀行記念館の美術作品等の模写等の利用の許可に係る基準額　１点につき3,237円

別表第5（第11条関係）
（平25条例78・追加、平31条例12・一部改正）

区分			金額（1時間につき）
長崎市南山手地区町並み保存センター	会議室	1	円 104
		2	104
	研修室	1	104
		2	104
長崎市東山手地区町並み保存センター	会議室	1	104
		2	104

備考
１　会議室又は研修室を利用する場合にあつては、利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、

赤文字：令和8年1月30日に施行する内容

現行	改正（案）　令和8年1月30日
その利用時間又はその端数は、1時間として計算する。 ２　利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。 ３　附属設備の使用料は、市長が定める。	その利用時間又はその端数は、1時間として計算する。 ２　利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。 ３　附属設備の使用料は、市長が定める。

６　新旧対照表

赤文字：令和8年1月30日に施行する内容　青文字：令和8年4月1日に施行する内容　緑文字：令和9年4月1日に施行する内容

改正（案）　令和8年1月30日

長崎市旧居留地建造物条例

第1条～第2条［略］
（建造物及びその活用）
第3条　第1条に規定する建造物及びその活用は、次のとおりとする。

建造物の名称	活用	位置
南山手8番館	「長崎市南山手地区町並み保存センター」として、伝統的建造物群保存地区の歴史的環境を守り、育てるとともに、市民の認識と理解を深めるため、旧居留地に関する資料を市民の観覧に供する。	長崎市南山手町4番33号
南山手乙9番館	「長崎市須加五々道美術館」として、須加五々道画伯の美術作品及び資料を市民の鑑賞に供する。	長崎市南山手町3番17号
南山手乙27番館	「長崎市南山手レストハウス」として、市民の休憩の用に供するとともに、旧居留地に関する資料を市民の観覧に供する。	長崎市南山手町7番5号
旧香港上海銀行長崎支店	「長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館」として、旧香港上海銀行長崎支店に関する資料及び海外との交流に関する歴史資料を市民の観覧に供する。	長崎市松が枝町4番27号

改正（案）　令和8年4月1日

長崎市旧居留地建造物条例

第1条～第2条［略］
（建造物及びその活用）
第3条　第1条に規定する建造物及びその活用は、次のとおりとする。

建造物の名称	活用	位置
南山手8番館	「長崎市南山手地区町並み保存センター」として、伝統的建造物群保存地区の歴史的環境を守り、育てるとともに、市民の認識と理解を深めるため、旧居留地に関する資料を市民の観覧に供する。	長崎市南山手町4番33号
【削る】	【削る】	【削る】
南山手乙27番館	「長崎市南山手レストハウス」として、市民の休憩の用に供するとともに、旧居留地に関する資料を市民の観覧に供する。	長崎市南山手町7番5号
旧香港上海銀行長崎支店	「長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館」として、旧香港上海銀行長崎支店に関する資料及び海外との交流に関する歴史資料を市民の観覧に供する。	長崎市松が枝町4番27号

改正（案）　令和9年4月1日

長崎市旧居留地建造物条例

第1条～第2条［略］
（建造物及びその活用）
第3条　第1条に規定する建造物及びその活用は、次のとおりとする。

建造物の名称	活用	位置
南山手8番館	「長崎市南山手地区町並み保存センター」として、伝統的建造物群保存地区の歴史的環境を守り、育てるとともに、市民の認識と理解を深めるため、旧居留地に関する資料を市民の観覧に供する。	長崎市南山手町4番33号
【削る】	【削る】	【削る】
旧香港上海銀行長崎支店	「長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館」として、旧香港上海銀行長崎支店に関する資料及び海外との交流に関する歴史資料を市民の観覧に供する。	長崎市松が枝町4番27号
東山手洋風住宅群	「長崎市東山手地区町並み保存センター」として、伝統的建造物群保存地区の歴史的環境を守り、育てるとともに、市民の認識と理解を深めるため、旧居留地に関する資料を市民の観覧に供する。	長崎市東山手町6番25号

６　新旧対照表

赤文字：令和8年1月30日に施行する内容　青文字：令和8年4月1日に施行する内容　緑文字：令和9年4月1日に施行する内容

改正（案）　令和8年1月30日		
旧長崎税関下（さが）り松派出所	「長崎市べつ甲工芸館」として、べつ甲工芸品及びその資料を市民の観覧に供する。	長崎市松が枝町4番33号
東山手洋風住宅群	(1)「長崎市東山手地区町並み保存センター」として、伝統的建造物群保存地区の歴史的環境を守り、育てるとともに、市民の認識と理解を深めるため、旧居留地に関する資料を市民の観覧に供する。 (2)「長崎市古写真資料館」として、古写真に関する資料を市民の観覧に供する。 (3)「長崎市埋蔵資料館」として、埋蔵文化財に関する資料を市民の観覧に供する。	長崎市東山手町6番25号
東山手十二番館	「長崎市旧居留地私学歴史資料館」として、私学の歴史に関する資料を市民の観覧に供する。	長崎市東山手町3番7号
旧長崎英国領事館	(1)「旧長崎英国領事館」として、旧長崎英国領事館及び旧居留地に関する資料を市民の観覧に供する。 (2)「長崎市野口彌太郎記念美術館」として、野口彌太郎画伯の美術作品及び資料の寄贈を受けたことを記念し、その美術作品及び資料を市民の鑑賞に供する。	長崎市大浦町1番37号

改正（案）　令和8年4月1日		
【削る】	【削る】	【削る】
東山手洋風住宅群	「長崎市東山手地区町並み保存センター」として、伝統的建造物群保存地区の歴史的環境を守り、育てるとともに、市民の認識と理解を深めるため、旧居留地に関する資料を市民の観覧に供する。 【削る】 【削る】	長崎市東山手町6番25号
東山手十二番館	「長崎市旧居留地私学歴史資料館」として、私学の歴史に関する資料を市民の観覧に供する。	長崎市東山手町3番7号
旧長崎英国領事館	(1)「旧長崎英国領事館」として、旧長崎英国領事館及び旧居留地に関する資料を市民の観覧に供する。 (2)「長崎市野口彌太郎記念美術館」として、野口彌太郎画伯の美術作品及び資料の寄贈を受けたことを記念し、その美術作品及び資料を市民の鑑賞に供する。	長崎市大浦町1番37号

改正（案）　令和9年4月1日		
東山手十二番館	「長崎市旧居留地私学歴史資料館」として、私学の歴史に関する資料を市民の観覧に供する。	長崎市東山手町3番7号
旧長崎英国領事館	(1)「旧長崎英国領事館」として、旧長崎英国領事館及び旧居留地に関する資料を市民の観覧に供する。 (2)「長崎市野口彌太郎記念美術館」として、野口彌太郎画伯の美術作品及び資料の寄贈を受けたことを記念し、その美術作品及び資料を市民の鑑賞に供する。	長崎市大浦町1番37号

６　新旧対照表

赤文字：令和8年1月30日に施行する内容　青文字：令和8年4月1日に施行する内容　緑文字：令和9年4月1日に施行する内容

改正（案）　令和8年1月30日	改正（案）　令和8年4月1日	改正（案）　令和9年4月1日
（指定管理者による管理） 第4条　市長は、長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館（以下「旧香港上海銀行記念館」という。）の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次に掲げる条件を満たす団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。 (1)市民及び観光客の平等利用を確保することができるものであること。 (2)旧香港上海銀行記念館の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。 (3)旧香港上海銀行記念館の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。 (4)前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める条件 （指定管理者が行う業務） 第5条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)旧香港上海銀行記念館の利用の許可その他の旧香港上海銀行記念館の利用に関する業務 (2)旧香港上海銀行記念館の運営、宣伝及び利用促進に関する業務 (3) 旧香港上海銀行記念館の施設及び設備の維持管理に関する業務	（指定管理者による管理） 第4条　市長は、長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館（以下「旧香港上海銀行記念館」という。）の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次に掲げる条件を満たす団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。 (1)市民及び観光客の平等利用を確保することができるものであること。 (2)旧香港上海銀行記念館の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。 (3)旧香港上海銀行記念館の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。 (4)前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める条件 （指定管理者が行う業務） 第5条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)旧香港上海銀行記念館の利用の許可その他の旧香港上海銀行記念館の利用に関する業務 (2)旧香港上海銀行記念館の運営、宣伝及び利用促進に関する業務 (3) 旧香港上海銀行記念館の施設及び設備の維持管理に関する業務	（指定管理者による管理） 第4条　市長は、長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館（以下「旧香港上海銀行記念館」という。）の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次に掲げる条件を満たす団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。 (1)市民及び観光客の平等利用を確保することができるものであること。 (2)旧香港上海銀行記念館の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。 (3)旧香港上海銀行記念館の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。 (4)前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める条件 （指定管理者が行う業務） 第5条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)旧香港上海銀行記念館の利用の許可その他の旧香港上海銀行記念館の利用に関する業務 (2)旧香港上海銀行記念館の運営、宣伝及び利用促進に関する業務 (3) 旧香港上海銀行記念館の施設及び設備の維持管理に関する業務

赤文字：令和8年1月30日に施行する内容　青文字：令和8年4月1日に施行する内容　緑文字：令和9年4月1日に施行する内容

改正（案）　令和8年1月30日	改正（案）　令和8年4月1日	改正（案）　令和9年4月1日
(4) 前3号に掲げるもののほか、旧香港上海銀行記念館の運営に関して市長が必要と認める業務 （開館時間及び休館日） 第6条　第3条の表活用の欄に掲げる施設（以下「施設」という。）（旧香港上海銀行記念館を除く。）の開館時間及び休館日は、市長が別に定める。 2　旧香港上海銀行記念館の開館時間及び休館日は、市長の承認を得て指定管理者が定める。 3　前項の承認の基準は、旧香港上海銀行記念館の利用形態、利用者の利便性等を勘案して市長が別に定める。 （入館料） 第7条　施設のうち、長崎市古写真資料館及び長崎市埋蔵資料館の入館料は、別表第1のとおりとし、長崎市須加五々道美術館及び長崎市べつ甲工芸館の入館料は、別表第2のとおりとし、旧長崎英国領事館及び長崎市野口彌太郎記念美術館の入館料は、別表第3のとおりとする。 2　前項の入館料は、入館の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	(4) 前3号に掲げるもののほか、旧香港上海銀行記念館の運営に関して市長が必要と認める業務 （開館時間及び休館日） 第6条　第3条の表活用の欄に掲げる施設（以下「施設」という。）（旧香港上海銀行記念館を除く。）の開館時間及び休館日は、市長が別に定める。 2　旧香港上海銀行記念館の開館時間及び休館日は、市長の承認を得て指定管理者が定める。 3　前項の承認の基準は、旧香港上海銀行記念館の利用形態、利用者の利便性等を勘案して市長が別に定める。 （入館料） 第7条　施設のうち、旧長崎英国領事館及び長崎市野口彌太郎記念美術館の入館料は、別表第1のとおりとする。 2　前項の入館料は、入館の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	(4) 前3号に掲げるもののほか、旧香港上海銀行記念館の運営に関して市長が必要と認める業務 （開館時間及び休館日） 第6条　第3条の表活用の欄に掲げる施設（以下「施設」という。）（旧香港上海銀行記念館を除く。）の開館時間及び休館日は、市長が別に定める。 2　旧香港上海銀行記念館の開館時間及び休館日は、市長の承認を得て指定管理者が定める。 3　前項の承認の基準は、旧香港上海銀行記念館の利用形態、利用者の利便性等を勘案して市長が別に定める。 （入館料） 第7条　施設のうち、旧長崎英国領事館及び長崎市野口彌太郎記念美術館の入館料は、別表第1のとおりとする。 2　前項の入館料は、入館の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

６　新旧対照表

赤文字：令和8年1月30日に施行する内容　青文字：令和8年4月1日に施行する内容　緑文字：令和9年4月1日に施行する内容

改正（案）　令和8年1月30日	改正（案）　令和8年4月1日	改正（案）　令和9年4月1日
（利用料金） 第8条　旧香港上海銀行記念館に入館しようとする者又は旧香港上海銀行記念館の多目的ホール（以下「ホール」という。）及び第10条第1項の利用の許可を受けた者は、旧香港上海銀行記念館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。 ２　利用料金（附属設備の利用に係るものを除く。）は、別表第4に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。 ３　附属設備の利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。 ４　市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。 第9条～第10条［略］ （使用料） 第11条　前条第1項の模写等の許可（市長の許可に限る。第3項において同じ。）を受けた者は、1点につき3,237円の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。 ２　前条第2項の利用の許可を受けた者は、別表第5に定める使用料を納入しなければならない。	（利用料金） 第8条　旧香港上海銀行記念館に入館しようとする者又は旧香港上海銀行記念館の多目的ホール（以下「ホール」という。）及び第10条第1項の利用の許可を受けた者は、旧香港上海銀行記念館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。 ２　利用料金（附属設備の利用に係るものを除く。）は、別表第2に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。 ３　附属設備の利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。 ４　市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。 第9条～第10条［略］ （使用料） 第11条　前条第1項の模写等の許可（市長の許可に限る。第3項において同じ。）を受けた者は、1点につき4,200円の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。 ２　前条第2項の利用の許可を受けた者は、別表第3に定める使用料を納入しなければならない。	（利用料金） 第8条　旧香港上海銀行記念館に入館しようとする者又は旧香港上海銀行記念館の多目的ホール（以下「ホール」という。）及び第10条第1項の利用の許可を受けた者は、旧香港上海銀行記念館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。 ２　利用料金（附属設備の利用に係るものを除く。）は、別表第2に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。 ３　附属設備の利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。 ４　市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。 第9条～第10条［略］ （使用料） 第11条　前条第1項の模写等の許可（市長の許可に限る。第3項において同じ。）を受けた者は、1点につき4,200円の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。 ２　前条第2項の利用の許可を受けた者は、別表第3に定める使用料を納入しなければならない。

赤文字：令和8年1月30日に施行する内容　青文字：令和8年4月1日に施行する内容　緑文字：令和9年4月1日に施行する内容

改正（案）　令和8年1月30日	改正（案）　令和8年4月1日	改正（案）　令和9年4月1日
3　前2項の使用料は、模写等又は利用（以下「利用等」という。）の許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 第12条～第18条［略］ （野口彌太郎記念美術館運営委員会の設置） 第19条　野口彌太郎記念美術館（以下「野口美術館」という。）の適正な運営を図るため、長崎市野口彌太郎記念美術館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。 （運営委員会の所掌事務） 第20条　運営委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。 ⑴　美術作品等の保存及び展示に関すること。 ⑵　前号に掲げるもののほか、野口美術館の運営に関すること。 （運営委員会の組織） 第21条　運営委員会は、委員８人以内で組織する。 ２　委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱する。 ⑴　学識経験のある者 ⑵　芸術・文化関係団体を代表する者 ⑶　観光関係団体を代表する者 （任期） 第22条　委員の任期は、２年とし、再任されることを妨げない。 ２　委員が欠けた場合における補欠の委員の	3　前2項の使用料は、模写等又は利用（以下「利用等」という。）の許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 第12条～第18条［略］ （野口彌太郎記念美術館運営委員会の設置） 第19条　野口彌太郎記念美術館（以下「野口美術館」という。）の適正な運営を図るため、長崎市野口彌太郎記念美術館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。 （運営委員会の所掌事務） 第20条　運営委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。 ⑴　美術作品等の保存及び展示に関すること。 ⑵　前号に掲げるもののほか、野口美術館の運営に関すること。 （運営委員会の組織） 第21条　運営委員会は、委員８人以内で組織する。 ２　委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱する。 ⑴　学識経験のある者 ⑵　芸術・文化関係団体を代表する者 ⑶　観光関係団体を代表する者 （任期） 第22条　委員の任期は、２年とし、再任されることを妨げない。 ２　委員が欠けた場合における補欠の委員の	3　前2項の使用料は、模写等又は利用（以下「利用等」という。）の許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 第12条～第18条［略］ （野口彌太郎記念美術館運営委員会の設置） 第19条　野口彌太郎記念美術館（以下「野口美術館」という。）の適正な運営を図るため、長崎市野口彌太郎記念美術館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。 （運営委員会の所掌事務） 第20条　運営委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。 ⑴　美術作品等の保存及び展示に関すること。 ⑵　前号に掲げるもののほか、野口美術館の運営に関すること。 （運営委員会の組織） 第21条　運営委員会は、委員８人以内で組織する。 ２　委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱する。 ⑴　学識経験のある者 ⑵　芸術・文化関係団体を代表する者 ⑶　観光関係団体を代表する者 （任期） 第22条　委員の任期は、２年とし、再任されることを妨げない。 ２　委員が欠けた場合における補欠の委員の

赤文字：令和8年1月30日に施行する内容　青文字：令和8年4月1日に施行する内容　緑文字：令和9年4月1日に施行する内容

改正（案）　令和8年1月30日	改正（案）　令和8年4月1日	改正（案）　令和9年4月1日
任期は、前任者の残任期間とする。 ３　前条第２項第２号及び第３号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなつたときは、前２項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。 ４　第１項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、２年を超えない期間とすることができる。 （運営委員会の会長） 第23条　運営委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。 ２　会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。 ３　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。 （運営委員会の会議） 第24条　運営委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。 ２　運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 ３　運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 （運営委員会の庶務） 第25条　運営委員会の庶務は、文化観光部において処理する。	任期は、前任者の残任期間とする。 ３　前条第２項第２号及び第３号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなつたときは、前２項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。 ４　第１項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、２年を超えない期間とすることができる。 （運営委員会の会長） 第23条　運営委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。 ２　会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。 ３　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。 （運営委員会の会議） 第24条　運営委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。 ２　運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 ３　運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 （運営委員会の庶務） 第25条　運営委員会の庶務は、文化観光部において処理する。	任期は、前任者の残任期間とする。 ３　前条第２項第２号及び第３号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなつたときは、前２項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。 ４　第１項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、２年を超えない期間とすることができる。 （運営委員会の会長） 第23条　運営委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。 ２　会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。 ３　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。 （運営委員会の会議） 第24条　運営委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。 ２　運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 ３　運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 （運営委員会の庶務） 第25条　運営委員会の庶務は、文化観光部において処理する。

赤文字：令和8年1月30日に施行する内容　青文字：令和8年4月1日に施行する内容　緑文字：令和9年4月1日に施行する内容

改正（案）　令和8年1月30日	改正（案）　令和8年4月1日	改正（案）　令和9年4月1日
第26条　市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第4条の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。 2　前項の場合においては、第6条第2項、第8条第1項及び第3項、第10条（第2項を除く。）、第13条、第14条第2項、第17条並びに別表第4の規定の適用については、第6条第2項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第8条第1項中「旧香港上海銀行記念館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第4に掲げる入館料又は使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第10条第1項中「市長（旧香港上海銀行記念館にあつては、指定管理者）」とあるのは「市長」と、同条第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第4項及び第5項並びに第13条第1項中「市長又は指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第14条第2項中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、別表第4に掲げる入館料又は使用料」と、第	第26条　市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第4条の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。 2　前項の場合においては、第6条第2項、第8条第1項及び第3項、第10条（第2項を除く。）、第13条、第14条第2項、第17条並びに別表第4の規定の適用については、第6条第2項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第8条第1項中「旧香港上海銀行記念館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第4に掲げる入館料又は使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第10条第1項中「市長（旧香港上海銀行記念館にあつては、指定管理者）」とあるのは「市長」と、同条第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第4項及び第5項並びに第13条第1項中「市長又は指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第14条第2項中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、別表第2に掲げる入館料又は使用料」と、第	第26条　市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第4条の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。 2　前項の場合においては、第6条第2項、第8条第1項及び第3項、第10条（第2項を除く。）、第13条、第14条第2項、第17条並びに別表第4の規定の適用については、第6条第2項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第8条第1項中「旧香港上海銀行記念館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第4に掲げる入館料又は使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第10条第1項中「市長（旧香港上海銀行記念館にあつては、指定管理者）」とあるのは「市長」と、同条第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第4項及び第5項並びに第13条第1項中「市長又は指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第14条第2項中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、別表第2に掲げる入館料又は使用料」と、第

６　新旧対照表

赤文字：令和8年1月30日に施行する内容　青文字：令和8年4月1日に施行する内容　緑文字：令和9年4月1日に施行する内容

改正（案）　令和8年1月30日	改正（案）　令和8年4月1日	改正（案）　令和9年4月1日
17条ただし書中「市長（旧香港上海銀行記念館にあつては、指定管理者）」とあるのは「市長」と、別表第4第1項中「入館に係る基準額」とあるのは「入館料」と、同表第2項中「利用の許可に係る基準額」とあるのは「使用料」とし、同表第3項中「利用の許可に係る基準額　1点につき3,237円」とあるのは「使用料　1点につき3,237円の範囲内において市長が定める額」とし、第6条第3項並びに第8条第2項及び第4項の規定は適用しない。 3　市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行つている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。 第27条　この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。 附　則 （施行期日） 1　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 (1)　第1条及び次項から附則第5項までの規定　令和8年1月30日 (2)　第2条及び附則第6項の規定　令和8年4月1日 (3)　第3条の規定　令和9年4月1日	17条ただし書中「市長（旧香港上海銀行記念館にあつては、指定管理者）」とあるのは「市長」と、別表第2第1項中「入館に係る基準額」とあるのは「入館料」と、同表第2項中「利用の許可に係る基準額」とあるのは「使用料」とし、同表第3項中「利用の許可に係る基準額　1点につき4,200円」とあるのは「使用料　1点につき4,200円の範囲内において市長が定める額」とし、第6条第3項並びに第8条第2項及び第4項の規定は適用しない。 3　市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行つている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。 第27条　この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。 附　則 （施行期日） 1　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 (1)　第1条及び次項から附則第5項までの規定　令和8年1月30日 (2)　第2条及び附則第6項の規定　令和8年4月1日 (3)　第3条の規定　令和9年4月1日	17条ただし書中「市長（旧香港上海銀行記念館にあつては、指定管理者）」とあるのは「市長」と、別表第2第1項中「入館に係る基準額」とあるのは「入館料」と、同表第2項中「利用の許可に係る基準額」とあるのは「使用料」とし、同表第3項中「利用の許可に係る基準額　1点につき4,200円」とあるのは「使用料　1点につき4,200円の範囲内において市長が定める額」とし、第6条第3項並びに第8条第2項及び第4項の規定は適用しない。 3　市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行つている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。 第27条　この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。 附　則 （施行期日） 1　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 (1)　第1条及び次項から附則第5項までの規定　令和8年1月30日 (2)　第2条及び附則第6項の規定　令和8年4月1日 (3)　第3条の規定　令和9年4月1日

６　新旧対照表

赤文字：令和8年1月30日に施行する内容　青文字：令和8年4月1日に施行する内容　緑文字：令和9年4月1日に施行する内容

改正（案）　令和8年1月30日	改正（案）　令和8年4月1日	改正（案）　令和9年4月1日
（長崎市野口彌太郎記念美術館条例の廃止） ２　長崎市野口彌太郎記念美術館条例（平成18年長崎市条例第42号）は廃止する。 （経過措置） ３　附則第１項第１号に掲げる規定の施行（以下「１号施行」という。）の際現に前項の規定による廃止前の長崎市野口彌太郎記念美術館条例第13条の規定により置かれている長崎市野口彌太郎記念美術館運営委員会（以下「旧運営委員会」という。）は、第１条の規定による改正後の長崎市旧居留地建造物条例（以下「新条例」という。）第19条の規定により置かれた長崎市野口彌太郎記念美術館運営委員会（以下「新運営委員会」という。）とみなす。 ４　１号施行の際現に旧運営委員会の委員である者は、１号施行の日に、新条例第21条第２項の規定により新運営委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同日における旧運営委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。	（長崎市野口彌太郎記念美術館条例の廃止） ２　長崎市野口彌太郎記念美術館条例（平成18年長崎市条例第42号）は廃止する。 （経過措置） ３　附則第１項第１号に掲げる規定の施行（以下「１号施行」という。）の際現に前項の規定による廃止前の長崎市野口彌太郎記念美術館条例第13条の規定により置かれている長崎市野口彌太郎記念美術館運営委員会（以下「旧運営委員会」という。）は、第１条の規定による改正後の長崎市旧居留地建造物条例（以下「新条例」という。）第19条の規定により置かれた長崎市野口彌太郎記念美術館運営委員会（以下「新運営委員会」という。）とみなす。 ４　１号施行の際現に旧運営委員会の委員である者は、１号施行の日に、新条例第21条第２項の規定により新運営委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同日における旧運営委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。	（長崎市野口彌太郎記念美術館条例の廃止） ２　長崎市野口彌太郎記念美術館条例（平成18年長崎市条例第42号）は廃止する。 （経過措置） ３　附則第１項第１号に掲げる規定の施行（以下「１号施行」という。）の際現に前項の規定による廃止前の長崎市野口彌太郎記念美術館条例第13条の規定により置かれている長崎市野口彌太郎記念美術館運営委員会（以下「旧運営委員会」という。）は、第１条の規定による改正後の長崎市旧居留地建造物条例（以下「新条例」という。）第19条の規定により置かれた長崎市野口彌太郎記念美術館運営委員会（以下「新運営委員会」という。）とみなす。 ４　１号施行の際現に旧運営委員会の委員である者は、１号施行の日に、新条例第21条第２項の規定により新運営委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同日における旧運営委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

赤文字：令和8年1月30日に施行する内容　青文字：令和8年4月1日に施行する内容　緑文字：令和9年4月1日に施行する内容

改正（案）　令和8年1月30日	改正（案）　令和8年4月1日	改正（案）　令和9年4月1日
５　1号施行の際現に旧運営委員会の会長である者又は会長の職務を代理する委員として指名されておる者は、それぞれ1号施行の日に、新条例第23条第1項の規定により新運営委員会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により同委員会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。 ６　第2条の規定による改正後の長崎市旧居留地建造物条例第11条第1項、別表第2第2項及び第3項並びに別表第3の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる申請に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。	５　1号施行の際現に旧運営委員会の会長である者又は会長の職務を代理する委員として指名されておる者は、それぞれ1号施行の日に、新条例第23条第1項の規定により新運営委員会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により同委員会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。 ６　第2条の規定による改正後の長崎市旧居留地建造物条例第11条第1項、別表第2第2項及び第3項並びに別表第3の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる申請に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。	５　1号施行の際現に旧運営委員会の会長である者又は会長の職務を代理する委員として指名されておる者は、それぞれ1号施行の日に、新条例第23条第1項の規定により新運営委員会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により同委員会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。 ６　第2条の規定による改正後の長崎市旧居留地建造物条例第11条第1項、別表第2第2項及び第3項並びに別表第3の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる申請に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

赤文字：令和8年1月30日に施行する内容　青文字：令和8年4月1日に施行する内容　緑文字：令和9年4月1日に施行する内容

<table>
<tr><th>改正（案）　令和8年1月30日</th><th>改正（案）　令和8年4月1日</th><th>改正（案）　令和9年4月1日</th></tr>
<tr>
<td>
別表第1（第7条関係）
<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">入館料</th></tr>
<tr><th>個人</th><th>団体
（15人以上）</th></tr>
<tr><td>一般</td><td>円
100</td><td>円
1人につき　80</td></tr>
<tr><td>中学校の生徒又は小学校の児童</td><td>50</td><td>1人につき　30</td></tr>
</table>
備考
1　「一般」とは、15歳以上の者（中学校の生徒及び小学校の児童を除く。）をいう。
2　入館料は、長崎市古写真資料館及び長崎市埋蔵資料館に入館することができる共通入館券の額とする。
</td>
<td>【削る】</td>
<td></td>
</tr>
</table>

赤文字：令和8年1月30日に施行する内容　青文字：令和8年4月1日に施行する内容　緑文字：令和9年4月1日に施行する内容

改正（案）　令和8年1月30日

別表第2（第7条関係）

区分	入館料	
	個人	団体 （15人以上）
一般	円 100	円 1人につき　80
中学校の生徒又は小学校の児童	50	1人につき　30

備考　「一般」とは、15歳以上の者（中学校の生徒及び小学校の児童を除く。）をいう。

別表第3（第7条関係）

区分	入館料
一般	円 700
小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	円 350

備考

1　「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒を除く。）をいう。

改正（案）　令和8年4月1日

【削る】

別表第1（第7条関係）

区分	入館料
一般	円 700
小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	円 350

備考

1　「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒を除く。）をいう。

改正（案）　令和9年4月1日

別表第1（第7条関係）

区分	入館料
一般	円 700
小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	円 350

備考

1　「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒を除く。）をいう。

６　新旧対照表

赤文字：令和8年1月30日に施行する内容　青文字：令和8年4月1日に施行する内容　緑文字：令和9年4月1日に施行する内容

改正（案）　令和8年1月30日

２　入館料は、旧長崎英国領事館及び野口美術館に入館することができる共通入館券の額とする。

別表第4（第8条関係）

１　旧香港上海銀行記念館の入館に係る基準額

区分	入館料（1人1回につき）	
	個人	団体（15人以上）
一般	円 100	円 1人につき　80
中学校の生徒又は小学校の児童	50	1人につき　30

備考　「一般」とは、15歳以上の者（中学校の生徒及び小学校の児童を除く。）をいう。

２　ホールの利用の許可に係る基準額

利用時間	金額
午後6時から午後9時まで	2,860円

〔新設〕

改正（案）　令和8年4月1日

２　入館料は、旧長崎英国領事館及び野口美術館に入館することができる共通入館券の額とする。

別表第2（第8条関係）

１　旧香港上海銀行記念館の入館に係る基準額

区分	入館料（1人1回につき）
一般	円 210
小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	100

備考　「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒を除く。）をいう。

２　ホールの利用の許可に係る基準額

区　分	金額（1時間につき）
利用者が入場者か入場料金その他これに類する料金の徴収をしない場合	円 2,180
利用者が入場者か入場料金その他これに類する料金の徴収をする場合	4,360

改正（案）　令和9年4月1日

２　入館料は、旧長崎英国領事館及び野口美術館に入館することができる共通入館券の額とする。

別表第2（第8条関係）

１　旧香港上海銀行記念館の入館に係る基準額

区分	入館料（1人1回につき）
一般	円 210
小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	100

備考　「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒を除く。）をいう。

２　ホールの利用の許可に係る基準額

区　分	金額（1時間につき）
利用者が入場者か入場料金その他これに類する料金の徴収をしない場合	円 2,180
利用者が入場者か入場料金その他これに類する料金の徴収をする場合	4,360

赤文字：令和8年1月30日に施行する内容　青文字：令和8年4月1日に施行する内容　緑文字：令和9年4月1日に施行する内容

改正（案）　令和8年1月30日

３　旧香港上海銀行記念館の美術作品等の模写等の利用の許可に係る基準額　１点につき3,237円

別表第５（第11条関係）
（平25条例78・追加、平31条例12・一部改正）

区分			金額（1時間につき）
長崎市南山手地区町並み保存センター	会議室	1	円 104
		2	104
	研修室	1	104
		2	104
長崎市東山手地区町並み保存センター	会議室	1	104
		2	104

備考
１　会議室又は研修室を利用する場合にあつては、利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数は、1時間として計算する。

改正（案）　令和8年4月1日

３　旧香港上海銀行記念館の美術作品等の模写等の利用の許可に係る基準額　１点につき4,200円

別表第３（第１１条関係）
（平25条例78・追加、平31条例12・一部改正）

区分			金額（1時間につき）
長崎市南山手地区町並み保存センター	会議室	1	円 310
		2	310
	研修室	1	310
		2	310
長崎市東山手地区町並み保存センター	会議室	1	310
		2	310

備考
１　会議室又は研修室を利用する場合にあつては、利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数は、1時間として計算する。

改正（案）　令和9年4月1日

３　旧香港上海銀行記念館の美術作品等の模写等の利用の許可に係る基準額　１点につき4,200円

別表第３（第１１条関係）
（平25条例78・追加、平31条例12・一部改正）

区分			金額（1時間につき）
長崎市南山手地区町並み保存センター	会議室	1	円 310
		2	310
	研修室	1	310
		2	310
長崎市東山手地区町並み保存センター	会議室	1	310
		2	310

備考
１　会議室又は研修室を利用する場合にあつては、利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数は、1時間として計算する。

赤文字：令和8年1月30日に施行する内容　青文字：令和8年4月1日に施行する内容　緑文字：令和9年4月1日に施行する内容

改正（案）　令和8年1月30日	改正（案）　令和8年4月1日	改正（案）　令和9年4月1日
２　利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。 ３　附属設備の使用料は、市長が定める。	２　利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。 【削る】	２　利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。

(1)　見直しの背景

ア　現　状

使用料や手数料については、これまでも改定を検討していたが、消費税の改定に伴うものを除き、平成４年度以降**約30年間改定していない。**

この間、人件費や物件費などの**施設運営費は増加し続けている**ため、本来、施設の利用者が負担する**使用料で賄うべき施設運営費を賄えておらず**、不足分は**公費（税金等）で補っている**状況である。

なお、手数料においても同様の状況にある。

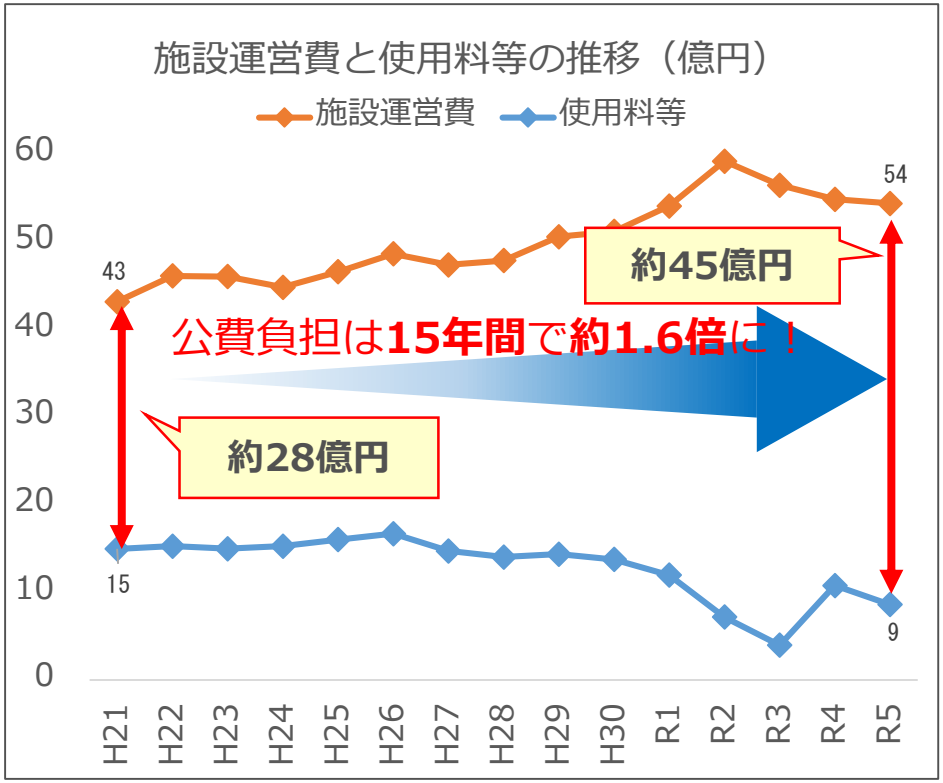

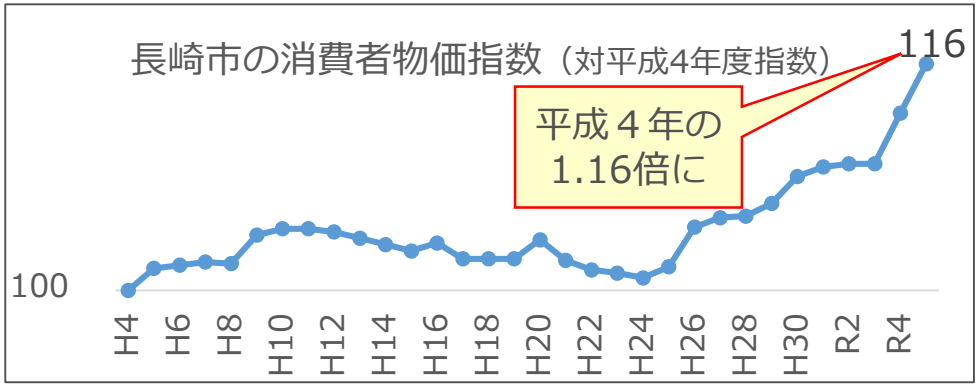

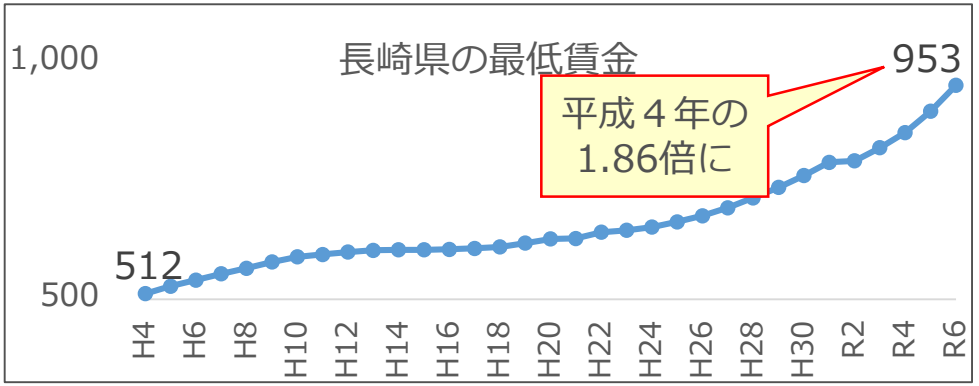

(1)　見直しの背景

イ　問題解決に向けて

（ア）受益者負担の適正化

施設の運営費等のコストを明確にし、令和６年度に策定した「**使用料・手数料の算定方針**」に基づき、全庁統一的な考え方に基づいた使用料・手数料を設定することで、**受益者負担の適正化**及び**持続的な市民サービスの提供**を図る。

なお、本見直し後も定期的な見直しを実践し、適切な受益者負担に基づく料金設定を行う。

施設の運営コスト、使用料等収入及び利用者数の明確化

（イ）コスト適正化の取組み

a　施設運営コスト等の適正化

既存の経費が過大となっていないか精査し、**業務内容や必要な人数等の適正化**を図るとともに、コスト削減や市民の利便性向上を図るため、キャッシュレス化等の**デジタル化を推進**する。

b　施設の運営手法の見直し・廃止検討

運営コストに対する使用料が安価な施設については、使用料を見直すだけでなく、**利用者の増加策**や**運営費の削減**のほか、**施設の統廃合や民間への貸付を検討**する。

受益者負担・公共施設運営の適正化

（ウ）持続可能な財政運営

適正な受益者負担及び公費負担割合とすることで、**持続可能な財政運営**に寄与する。

(2)　使用料

ア　算定方法

使用料は、施設の維持管理に係る「原価（コスト）」と「受益者負担率」に基づき算定する。

■**入館施設**（個人単位で使用する施設）

１人あたりの原価（コスト）

$$\text{１人あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{年間目標利用者数}} \times \text{受益者負担率}$$

■**貸館施設**（貸出スペースごとで使用する施設）

１室１時間あたりの原価（コスト）

$$\text{１室１時間あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{施設全体の貸出可能面積} \times \text{年間開館時間} \times \text{実稼働率}} \times \text{室面積} \times \text{受益者負担率}$$

イ　原価（コスト）

使用料算定における原価（コスト）は施設運営コスト及び施設整備等コストとする。

（ア）施設運営コスト	人件費、各種委託料、備品購入等の物件費など施設の運営に必要な直接コスト
（イ）施設整備等コスト	施設設備に係るコスト（国庫補助等を除した額を減価償却のうえ算出）

(2)　使用料

ウ　受益者負担率

使用料は受益者負担の原則に基づき算定するが、施設の設置目的や提供するサービスに配慮する必要があることから、施設毎に適正な受益者負担率を設定する。

民間によるサービス提供度（高い→低い） ＼ 市民生活上の必要性（高い→低い）			
	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 市民生活上、必須である施設	**受益者負担率：75%** 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	**受益者負担率：100%以上** 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 市民生活上、必須である施設	**受益者負担率：50%** 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	**受益者負担率：75%** 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	受益者負担率：0% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 市民生活上、必須である施設	**受益者負担率：25%** 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	**受益者負担率：50%** 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設

⑵　使用料

エ　激変緩和措置

使用料算定の結果、急激な値上げとなる場合、市民生活への影響が懸念されるため、次のとおり激変緩和措置を設定する。ただし、市民生活への影響が過大ではない場合は設定しない。

現行料金	激変緩和措置	適用期間
～250円	２倍	次期見直しまで
251～500円	1.5倍	
501～2,000円	1.4倍	
2,001～10,000円	1.3倍	
10,001円～100,000円	1.2倍	
100,001円以上	1.1倍	

オ　減　免

使用料の減免によって減額される使用料収入は公費で充当することから、**減免は例外的な取扱い**であるため、市が推進する施策に貢献できる公益性が認められる「**合理的な理由**」がある場合のみ、**例外的に減免**することができることとし、該当しないものは減免しない。

(3)　手数料

ア　算定方

手数料は、役務を提供するための「原価（コスト）」に基づき算定する。

手数料　＝　原価（コスト）

イ　原価（コスト）

手数料算定における原価（コスト）は人件費及び物件費とする。

（ア）人件費	１分あたりの人件費（職種別平均給与単価）　× 平均処理時間
（イ）物件費	直接物件費 ÷ 年間処理件数

ウ　激変緩和措置

使用料と同様に設定可能とする。

エ　減　免

使用料と同様に設定可能とする。

(4)　定期的な見直し

使用料及び手数料の定期的な見直しについては、「使用料・手数料の見直しの方針」に基づき、**原則として５年毎に実施**する。また、社会情勢の変化や政策的措置等を適切に反映するため、経済状況の急変などに対応する必要がある場合は、前倒して見直しを行う。

(1)　見直しの対象

市の裁量の程度

ある

マトリクスに基づいて料金を設定するもの
（例）▪グラバー園　▪体育館　▪プール　▪ふれあいセンター　など

施設の特性に応じて料金を設定するもの
（例）▪長崎原爆資料館　▪出島メッセ長崎　▪長崎ブリックホール　など

国等から算定式が示されているが、算定に用いる数値等については市の裁量があるもの
（例）▪中央卸売市場

見直し対象
211施設

国等から算定式（業務量など）が示されているが、算定に用いる数値等については市の裁量があるもののうち、政策的に見直さないこととしたもの
（例）▪保育所・幼稚園　▪母子生活支援施設　など

国等から料金や算定式が示されているもの
（例）▪図書館　▪市営住宅の家賃　▪漁港

見直し対象外

ない

(2)　各施設の受益者負担率

民間によるサービス提供度（高い ↕ 低い）

受益者負担率：50% 港湾施設（切符売場）	**受益者負担率：75%**	**受益者負担率：100%～** 文化財、観光施設、公園施設（ｽﾛｰﾌﾟｶｰ） ホール型施設（交流拠点施設） 市営宿泊施設、市有墓地、商業振興施設、 農林業振興施設、市営駐車場、ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ施設 港湾施設（売店等） 健康増進・入浴施設（公衆浴場以外）
受益者負担率：25% 火葬場	**受益者負担率：50%** スポーツ施設、公園施設（スポーツ施設） 博物館、こども遊戯施設 ホール型施設、公園施設（屋外ステージ）	**受益者負担率：75%**
受益者負担率：0% 街区公園、公園施設（通常公園部分）	**受益者負担率：25%** 市民活動施設、コミュニティ活動施設 自主学習・研修施設 その他の会議室	**受益者負担率：50%** 健康増進・入浴施設（公衆浴場）

高い ← 市民生活上の必要性 → 低い

【参考３】使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度導入施設への対応について

1　見直しの背景と対応

- 指定管理者制度導入施設のうち利用料金制を適用している施設については、利用料金収入額を変更し、指定管理委託料又は固定納付金の見直しを行う必要がある。
- 一方で、これまで使用料・手数料（以下「使用料等」という。）の見直しを30年以上行っておらず、指定管理者による集客努力をもってしても、十分に使用料等改定の効果が発揮できない場合も想定される。
- 協定書の責任分担表においては、「施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更」及び「長崎市の事情による利用者の減」の責任は長崎市が負うものとしている。
- 市の施策として使用料等の見直しを進める中、それに伴うリスクを指定管理者に負わせることがなく、安定した施設の管理運営を行うことができるよう、指定管理者にとって不利とならない対応を行う。

（参考）協定書における責任分担表（抜粋）

項目		長崎市	指定管理者
制度・法令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
利用者の変動	長崎市の事情による利用者の減	○	
	当初の事業計画の利用者見込みとの相違		○

2　令和８年度における対応について（利用料金併用制の施設※）

※一部を市からの指定管理委託料で、残りを利用料金で賄う

（対象施設：旧香港上海銀行長崎支店記念館、軍艦島資料館　※池島炭鉱体験施設は対象外）

- 原則として、利用料金制の適用施設は、見直し後の利用料金の基準額（以下「新料金」という。）を踏まえて、委託料の算定を行う。
- 一方、令和８年度においては、使用料等の見直しを長期間実施していないことから、指定管理者の集客努力をもってしても、利用者数の減など、十分に料金改定の効果が発揮できない場合も想定されるため、特例として現行の委託料を据え置くこととする。

原則

- 利用料金収入見込額の「増」に伴い、委託料は「減」となる。

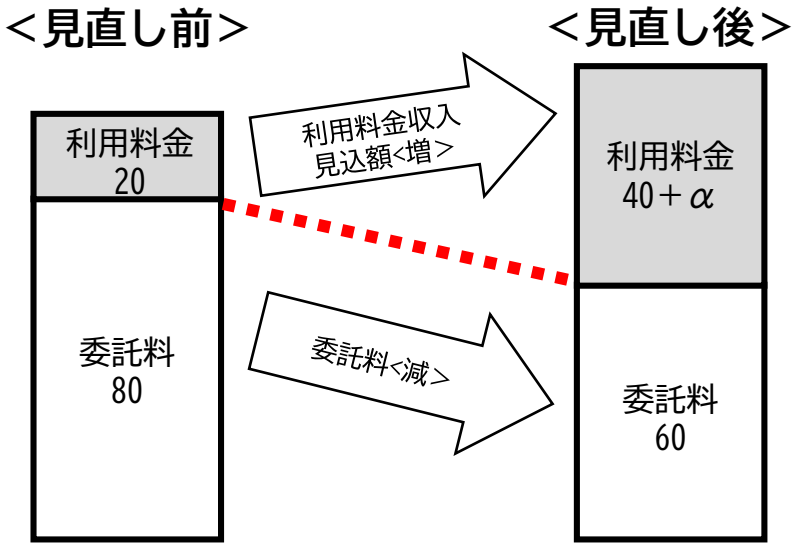

令和８年度

- 令和８年度においては、特例として現行の委託料を据え置く。
- 現行の協定書の考え方と同様に、利用料金収入見込額の10%までは指定管理者の収入とし、それを超えた分は市への納付若しくは利用者への還元に充てるものとする。

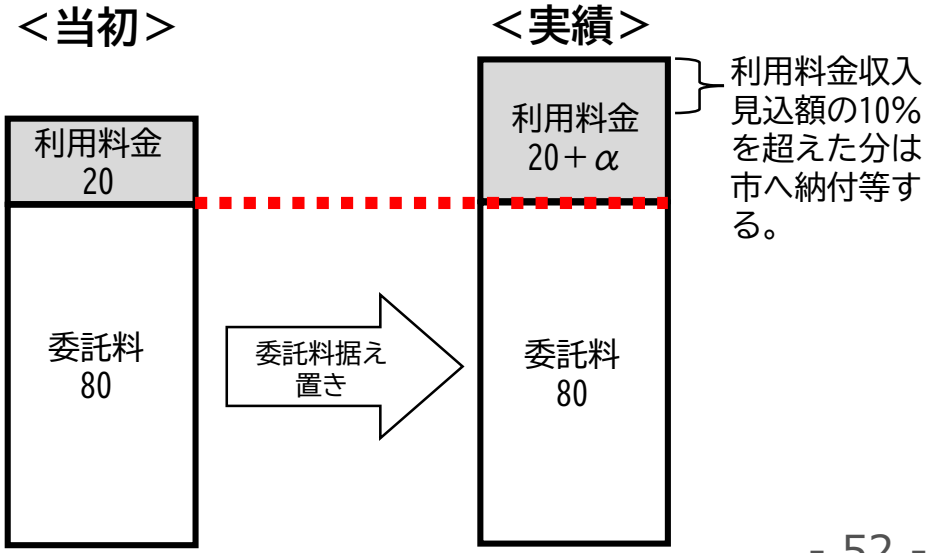

3　令和８年度における対応について（完全利用料金制の施設※）

※すべてを利用料金で賄う（対象施設：グラバー園、長崎ロープウェイ、出島）

- 原則として、利用料金制の適用施設は、新料金を踏まえて、固定納付金の算定を行う。
- 一方、令和８年度においては、使用料等の見直しを長期間実施していないことから、指定管理者の集客努力をもってしても、利用者数の減など、十分に料金改定の効果が発揮できない場合も想定されるため、特例として現行の固定納付金を据え置くこととする。

原則

- 利用料金収入見込額の「増」に伴い、固定納付金は「増」となる。

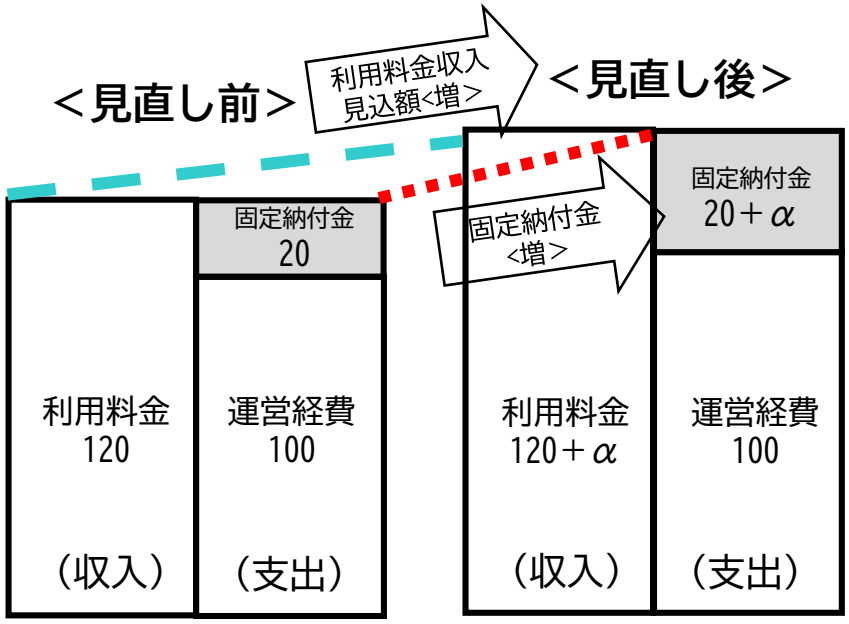

令和８年度

- 令和８年度においては、特例として現行の固定納付金を据え置く。
- 現行の協定書の考え方と同様に、利用料金収入見込額の10%までは指定管理者の収入とし、それを超えた分は市への納付若しくは利用者への還元に充てるものとする。

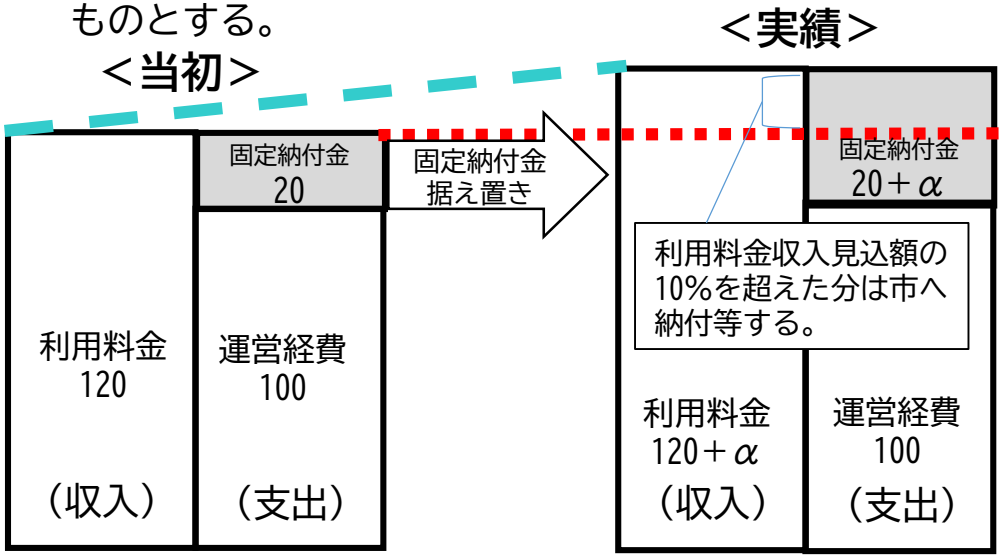

４　使用料等の見直しに伴う経費の対応

- 指定管理業務として対応するものは、指定管理者と協議のうえ、令和８年４月からの見直しに向けた準備行為として、令和７年度に負担金等の必要な財政措置を講じる。

（広報物の印刷製本費や券売機改修委託料など）

５　スケジュール

時期	指定管理者制度導入施設	令和８年４月の更新施設
令和７年 ８月 ９月 10月 11月 12月 令和８年 １月 ２月 ３月 ４月	 ・　９月市議会条例改正 （各施設の使用料等の見直し） ・　指定管理者と協議 ※必要に応じ補正予算計上 ・２月市議会（当初予算） ・新料金の運用開始	 ・　公募開始 ・　９月市議会条例改正 （各施設の使用料等の見直し） ・　指定管理者候補者の選定 ・　11月市議会 （指定議案及び債務負担行為設定） ・　２月市議会（当初予算）、協定締結 ・　新料金の運用開始